



消費生活 相談室

法務省など 公的機関を装った 架空請求ハガキにご注意！

昨年度より、架空請求ハガキに関する相談が急増しており、いまだに相談や情報が寄せられています。特に50歳以上の女性からの相談が目立ちます。決して相手には連絡せず、無視してください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

契約先、契約内容を明かさない

もっともらしい法律用語を書いて裁判をイメージさせる

至急連絡させるよう期日を定め不安をあおる

法務省など公的機関を装う

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(○) ○○○ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せください。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成○年○月○日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター

東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-*****-*****

受付時間 9:00～20:00 (日、祝日を除く)

連絡しないと「差し押さえ」するなどと不安をあおる

実際には存在しない機関の名称・住所を記載している
民事訴訟告知センター
民事訴訟管理センター
国民訴訟管理センター
国民訴訟通達センターなどの場合もある

- ☆ 決して相手に連絡せず、無視してください！
- ☆ 相手に連絡てしまい、脅されたり、請求電話が繰り返されるなど迷惑行為があった場合は、警察に通報を！
- ☆ 万一、支払ってしまった場合は、最寄りの警察署に被害届を！
- ☆ お金を振り込んでしまった場合は、当該金融機関へ送金を止めるよう連絡を！
- ☆ プリペイドカード番号を教えてしまった場合は、早急に発行会社に連絡を！
- ☆ 再度請求があっても、きっぱり断り、絶対に応じないで！